

大阪府障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

※令和3年度の事業内容を記載しています。令和4年度については、厚生労働省の要綱改正等により変更となる可能性があります。

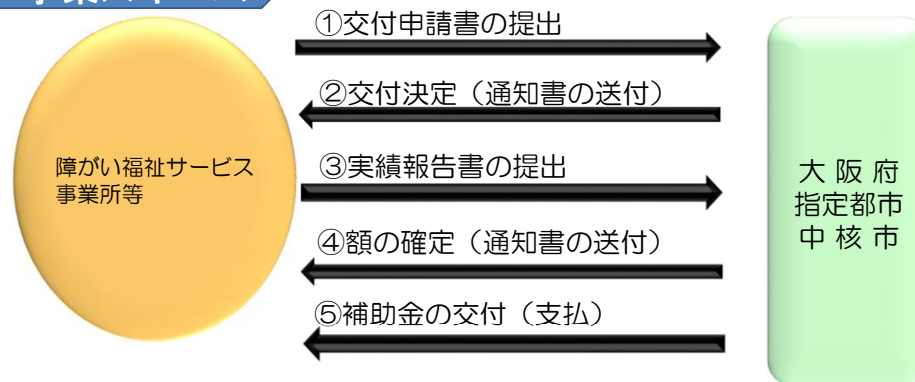
事業概要

障がい福祉サービス等事業所が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障がい福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

事業内容

	1. サービス継続支援事業	2. 協力支援事業
事業内容	感染者や濃厚接触者が発生した障がい者福祉サービス等事業所において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用等、サービス提供の継続に必要な経費を支援。	感染者や濃厚接触者が発生した障がい者福祉サービス等事業所の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費を支援。

事業スキーム



補助上限額

対象サービス種別	1. サービス継続支援事業	2. 協力支援事業
通所系(※1)	172千円～1,978千円	86千円～989千円
短期入所	146千円	73千円
入所・居住系(※2)	150千円～1,013千円	75千円～506千円
訪問系(※3)	19千円～175千円	9千円～67千円
相談系(※4)	36千円～50千円	18千円～25千円
対象経費	緊急雇用に係る費用、帰宅困難職員の宿泊料、事業所等の消毒・清掃費用、衛生・防護用品購入費用等	緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、損害賠償保険の加入費用等

※1 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援

※2 施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設

※3 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

※4 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障がい児相談支援